

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品の名称及び数量

鳥取県議会全員協議会室音響映像設備（赤外線マイクシステムほか）一式

調達物品の内訳品目と数量は別添「鳥取県議会全員協議会室音響映像設備仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### (2) 調達物品の仕様

仕様書のとおり

#### (3) 納入期限

令和7年1月31日

#### (4) 納入場所

仕様書のとおり

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が電気通信機器類の家庭電器、電気通信機器、または機械器具類の諸機器のいずれかに登録されている者であること。

#### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

#### (5) 本件公告に示した調達物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、鳥取県との協力・連携体制を構築できるものであること。

#### (6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### 3 契約する者

鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

### 4 契約担当部局

鳥取県議会事務局総務課

### 5 交付書類

・ 調達公告

・ 入札説明書

・ 仕様書

・ 入札参加資格確認書

(様式第1号)

・ 質問書

(様式第2号)

・ 委任状

(様式第3号)

- ・入札書 (様式第4号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第5号)
- ・電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第6号)

## 6 入札手続等

### (1) 入札の手続及び調達物品の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県議会事務局総務課

電話 0857-26-7460

電子メール gikaisoumu@pref.tottori.lg.jp

### (2) 入札説明書等の交付方法

令和6年10月21日(月)から同年11月1日(金)までの間にインターネットの鳥取県議会のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/gikai/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び交付時間

令和6年10月21日(月)から同年11月1日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

の午前9時から午後5時までとする。

#### イ 交付場所

(1)に同じ

### (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

### (4) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和6年11月20日(水)午後2時即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日(火)午後5時までとする。)

#### イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟2階 議長応接室

## 7 入札に関する問合せ等の取扱い

### (1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより6の(1)の場所に令和6年10月28日(月)午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けない。

なお、電子メールにより質問する場合は、件名に「全員協議会室音響映像設備について」と記載すること。

### (2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対しては、令和6年10月31日(木)までにインターネットの鳥取県議会のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/gikai/>)によりまとめて閲覧に供する。

## 8 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にとっては、9の事前提出物を作成の上、令和6年11月1日(金)午後5時までに郵送又は持参により6の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、仕様書の(4)で示す参考機種以外の同等品を調達する場合は、仕様内容を満たすことが確認できるカタログを、特注品を調達する場合は制作仕様書等を令和6年10月28日(月)午後4時までに6の(1)の場所に提出し、同等品承認を受けなければならない。

(2) 入札参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) (1)の書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された(1)の書類は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(5) 提出期限後における(1)の書類の差し替え及び再提出は認めない。

## 9 事前提出物

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(6)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)

## 10 入札参加資格の審査について

(1) 8の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年11月8日(金)までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年11月13日(水)午後5時までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和6年11月15日(金)までに書面により回答する。

## 11 入札条件

(1) 入札は紙により行うものとし、入札書は所定の書式(様式第4号)を使用すること。

(2) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること(消費税が不課税又は非課税のものを除く。)。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(3) 入札書及び委任状(様式第3号)の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。

(4) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

(5) 入札書は、調達物品の名称、入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒の表面に調達物品の名称、入札者の商号又は名称及び代表者氏名を記載し、密封して提出すること。

(6) 郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒の表面に調達物品の名称、入札者の商号又は名称及び代表者氏名を記載し、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(7) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(8) 再度入札は2回とする。(初度入札と併せて3回とする。)

(9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(10) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(12) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状を6の(4)の場所(郵便等による場合は6の(1)の場所)に提出しなければならない。

ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

(13) 入札書の規格品質に入札を希望する物品の会社名、品名、型番等を正確に記載すること。なお、仕様書の(4)で示す参考機種を記載する場合及び参考機種以外の同等品で入札を行う場合も同様とし、特注品については仕様書又は制作仕様書のとおりと記載すること。

(14) 入札参加者は、入札書を提出するまでには、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

イ 入札執行中にあつては、入札辞退届を提出すること。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 13 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を6の(4)の場所(郵便等による場合は6の(1)の場所)に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

(4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札

(5) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他の入札条件に違反した入札

(6) 記名のない入札書による入札

(7) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

(8) 入札書を鉛筆で記載した入札

(9) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札

(10) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

(11) 入札書の規格品質に入札を希望する物品の会社名、品質、型番等を正確に記載していない入札(仕様書の(4)で示す参考機種を記載する場合及び参考機種以外の同等品で入札を行う場合も同様)

ただし、特注品については仕様書又は制作仕様書のとおりと記載すること。

(12) 8の(1)による同等品承認を得ていない物品での入札。ただし、参考機種による入札の場合は、この限りではない。

(13) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札(6の(3)の郵便等による入札の場合を除く。)

## 14 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入することができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、開札時に、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。

## 15 契約書作成の要否

要

## 16 手続における交渉の有無

無

## 17 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## 18 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- (5) 12 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 5 号）を、6 の（1）の場所に提出すること。

- (6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 6 号）を、6 の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。